様式第３号

西川町特定公共賃貸住宅入居請書

　　年　　月　　日

西川町長　　　　　　　　　殿

（入居者）現住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　（　　　）

（保証人）現住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　（　　　）

極度額　　　　　　　　　　　　円

　　年　　月　　日付けで入居決定を受けた下記の特定公共賃貸住宅の使用について、西川町特定公共賃貸住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、町の指示に従います。

　また、入居者が家賃を滞納し、又はこれらの規定等に違反したときは、連帯保証人において連帯の責めを負います。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入居決定住宅の所在地 |  | |
| 住宅の名称及び番号 |  | |
| 入居者負担額 |  | |
| 敷金 |  | 敷金納入済確認　　年　　月　　日 |

（注）１　本請書は、正副２部提出すること。

２　敷金の領収書を提示すること。

３　入居者の印鑑証明書を添付すること。

４　保証人は、入居決定者と同等以上の所得があること。

５　保証人の前年分の所得証明書・印鑑証明書・住民票謄本を添付すること。

６　連帯保証人を変更した場合は、新たに請書を提出すること。

７　極度額は、請書提出時の条例第12条第1項に規定する住宅の家賃の額に6を乗じた額に20万円を加えた額とすること。

記

1　家賃は、毎月末日までにその月分を納付すること。

2　収入によって家賃を決定するため、毎年度、収入の申告をすること。

3　入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、申し出て町長の承認を受けること。

4　同居者に関して、出生、死亡、婚姻等により異動があった場合は、届出をすること。

5　入居者が、死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き、その住宅に居住を希望するときは、その同居者は申し出て町長の承認を受けること。

6　入居者は、次の費用を負担すること。

⑴　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

⑵　汚物及びじんかいの処理に要する費用

⑶　上記の他町長の指定する費用

⑷　たたみの表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

※入居者の責めに帰すべき事由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

7　住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持すること。住宅内の側溝や排水溝等は、使用者が清掃すること。

8　常に住宅内外を整理し特に火気の取扱いに注意するとともに、衛生、秩序、建物の保全、環境の浄化等については適切な処置をなし、近隣の迷惑になる行為はしないこと。

9　住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しないこと。

10　住宅を住宅以外に使用しないこと。

11　住宅の模様替え又は増築はしないこと。ただし、やむを得ないときは申し出て町長の承認を受けること。

12　住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに町長に届け出て検査を受けること。

住宅を模様替えし、又は増築したときは、その検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去すること。

13　住宅の明渡しに伴う修繕は、次の基準により実施すること。

⑴　たたみの表替え及び裏返し　2年以上の入居者は裏返し（前入居者が裏返しをしている場合は表替え。その場合の表替えと裏返しの差額は町で負担する。）をし、5年以上の入居者は表替えをすること。

⑵　ふすまの張替え　3年以上の入居者は張替え（業者による）をすること。

⑶　障子　入居期間を問わず張り替えること。

⑷　室内清掃　入居期間を問わず清掃（業者による）をすること。

⑸　壁　落書きやへこみ等の汚損・破損がある場合は、修繕すること。

⑹　その他　通常の使用及び経年劣化によらない汚損・破損がある場合は、修繕すること。

⑺　上記⑴、⑵について対象外の者でも、破損や染み等がある場合は入居期間を問わず裏返し等又は張替えをすること。

14　保証人は、住宅使用者と連帯してこれらの責任を負担すること。